

## 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業に関する意見書

村上市及び胎内市沖では、洋上風力発電事業に向けた海底調査が始まっているが、令和6年元日に起きた能登半島地震では想定以上の海底隆起等もあったことから、調査がより適切な方法で実施され、必要に応じて事業計画の見直しが行われるよう、以下の事項を求める。

### 記

- 1 新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業の促進区域とその周辺海域において、海底の活断層の存在と規模、液状化の恐れの有無と規模を、最新の海底地盤調査手法を用いて調査すること。
- 2 1の事項において得られた活断層や液状化の調査結果に基づく防災対策を検討した上で、事業計画の見直しが必要な場合は、予防原則の観点から計画を変更すること。
- 3 海域の沿岸自治体住民及び広く海域を利用する人々へ、1、2の調査と検討についての経緯と結果の説明をし、さらには防災・減災の観点から対策の計画を周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿  
経済産業大臣 齋藤 健 殿  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿  
新潟県知事 花角 英世 殿